

「移住定住サポーター」設置要領

恵那暮らしサポートセンター

- 1 目的 恵那市に移住を希望する人が、HP 等ではわからない実際に移住した人の声や、地域の生活習慣・文化を地元の人に聞くことができるように、移住定住サポーターを置く。
話を聞くことで、安心して移住を決断し、地域に溶け込みながら安定した生活を送ることができるよう、移住希望者や移住者のよき相談相手・アドバイスを行う。
恵那市への移住者を受け入れる体制の強化を図るとともに、地域の自立化・活性化を促進する。
- 2 活動内容 「移住定住サポーター」の活動は以下のとおり。
 - (1) 移住希望者へ実体験や地域の現状を伝え、状況に応じて関係機関へつなぐ。
 - (2) その他、恵那暮らしサポートセンターが必要と認める事業への参加。
- 3 選定基準 次のいずれかに該当する者をサポーターとして選定する。
 - (1) 恵那市への移住者(I, J, U, 嫁ターン)
 - (2) 地域おこし協力隊 OB・OG で活動地域に定着していること、またはまちづくり推進員で集落対策として移住定住に関する活動に取り組んでいること。
 - (3) 移住者の受入活動を行っている団体に属しているか、関係する役職に就いていること。

〔	※受入活動を行っている団体とは、移住定住を推進する協議会等、自治会・NPO	〕
〔	法人・ボランティア団体等の地域活動団体を指す。	〕
 - (4) 移住希望者や移住者と地域住民との橋渡し役を担うなど、移住や定住に向けた活動に取り組んでいること。
- 4 登録及び任期 サポーターへの登録は別紙1「承諾書」の提出をもって行う。また、任期は承諾日から当該年度の末日までとする。ただし、登録を受けた者から辞任の申し出がない限り、1年毎任期を延長する。ふさわしくないと会長が判断した場合、登録はできない。
- 5 辞任 辞任を希望する場合は、別紙2「辞任届」により恵那暮らしサポートセンターに申し出るものとする。
- 6 報償等 恵那暮らしサポートセンターの依頼により移住希望者への相談・地域案内等の対応をする場合は、時給 883 円、交通費（実費分）を支給する。地域おこし協力隊、まちづくり推進員は勤務時間外の対応時のみ支給。
- 7 相談方法 移住希望者の希望するライフスタイルの相談に応じるため、サポーターの「氏名、活動・職業分野（林業や IT など）、地元住民・移住者、活動内容、活動地域」等を掲載した名簿を恵那くらしビジネスサポートセンターの HP に掲載する。
ただし、サポーターの連絡先は掲載せず、移住希望者がサポーターへの相談を希望する場合は、恵那くらしビジネスサポートセンターまたは市に連絡をもらい、相談を受けたうえで、サポーターに連絡を取る。
サポーターの相談が可能な場合は、面談（必要に応じて、恵那くらしビジネスサポートセンターや市が立ち合う）や電話によりアドバイスをもらう。

(別紙1)

年 月 日

恵那市移住・定住サポーター登録申込書兼承諾書

恵那暮らしサポートセンター 会長 様

私は、「移住定住サポーター」への就任について、これを承諾します。

なお、就任にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」により、個人情報を適切に取り扱います。

ふりがな 氏 名 (※公開)	----- 印
生年月日	年 月 日 (歳)
肩 書 (※公開)	
職 業	
分 類 (※公開)	Uターン・Iターン・地元まちづくり関係者・ その他 ()
住 所	〒
活動地域 (※公開)	飯地町・中野方町・笠置町・大井町・長島町・東野・武並町・ 三郷町・岩村町・山岡町・明智町・上矢作町・串原
電話番号	(自宅)
	(携帯)
E-M a i l	@
恵那市へ移住 したい方に対 して一言 (※公開)	
備 考	

(別紙2)

辞 任 届

恵那暮らしサポートセンター 会長 様

私は、「移住定住サポーター」を辞任したいので、「移住定住サポーター」設置要領5により申し出ます。

平成 年 月 日

氏 名

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 「移住定住サポーター」(以下、「サポーター」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、サポーター活動による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第2 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報を活動の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、恵那暮らしサポートセンターの承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 サポーターは、サポーター活動により知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第4 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第5 サポーターは、サポーター活動による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。サポーター活動を終えた後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6 サポーターは、サポーター活動による事務を処理するために恵那暮らしサポートセンターから引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、恵那暮らしサポートセンターの承諾があるときは、この限りでない。